

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 24 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課

基準の特例を適用した検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等について（情報提供）

標記の件について、令和 6 年 1 月から令和 6 年 12 月までに、下記の型式が、検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に関する基準の特例（以下「特例基準」という。）の適用を受け、販売等に供されることとなったので情報提供いたします。

特例基準を適用した検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等については、その旨の表示として「㊦」や「特」のマークが表示されていますのでご留意願います。

なお、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

記

【検定対象機械器具等】

1 火災報知設備の感知器（消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「施行令」という。）第 37 条第 4 号）関係

（主な特例事項：用語の意義、構造、機能、公称感知濃度範囲、連続応答性及び感度）

（1）特例基準適用品

ア 申 請 者 能美防災株式会社
イ 種 別 光電アナログ式分布型感知器（吸引式及び試験機能付）
ウ 型 式 （24V、450mA）・公称感知濃度0.1%/m～15.0%/m
非防水型、普通型、再用型、散乱光式
エ 型 式 番 号 感第2024～2号
オ 型 式 承 認 日 令和6年3月15日

（2）概要

ア 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号）第 44 条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 光電式アナログ式分布型感知器（吸引式及び試験機能付）（以下「吸引式感知器」という。）は、サンプリング配管と検出部で構成されるものである。

ウ 検出部にはサンプリング配管が接続されており、検出部に設けられた吸引器により、サンプリング配管から空気を吸引し、フィルタを経由して煙検出部へと導くものである。また、火災時には、サンプリング配管から吸引した空気中の煙の濃度を検出部で判定するものである。

エ 吸引式感知器は、サンプリング配管を用いて広範囲の煙を吸引し、火災情報信号を発信する感知器で、その公称感知濃度範囲が1メートル当たりの減光率で、0.1%から15.0%までのものである。特に、通常の感知器では感知濃度範囲外である低い濃度の煙でも検出することができるという特徴を有している。

2 火災報知設備に使用する中継器（施行令第37条第5号）関係

（主な特例事項：用語の意義、構造、機能、公称受信濃度範囲）

（1）特例基準適用品

ア 申請者 能美防災株式会社
イ 種 別 中継器（吸引式感知器用、アナログ式及び自動試験機能付）
ウ 型 式 交流100V、外部配線抵抗4.8Ω
公称受信濃度（分布型）0.1%/m～15%/m
エ 型式番号 中第2024～1号
オ 型式承認日 令和6年4月18日

（2）概要

ア 中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第18号）第15条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
イ 中継器（吸引式感知器用、アナログ式及び自動試験機能付）は、吸引式感知器と接続し、その公称受信濃度範囲が1メートル当たりの減光率で、0.1%から15%までのアナログ式の中継器の機能を有するものである。

3 閉鎖型スプリンクラーヘッド（施行令第37条第8号）関係

（主な特例事項：構造）

（1）特例基準適用品

ア 申請者 能美防災株式会社
イ 種 別 閉鎖型スプリンクラーヘッド（コンシールド型接点付）
ウ 型 式 1種可溶片型C72、呼称8 K30（水道連結、下向き）
エ 型式番号 ス第2024～1号
オ 型式承認日 令和6年5月27日

（2）概要

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第2号）第16条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
イ 外観意匠の向上及び外部からの衝撃による破損に対応するため、ヘッド本体にカバープレートを着装したものである。
なお、カバープレートの作動温度をヘッド本体の作動温度より低く設定することにより、ヘッド本体の作動遅れを防止している。
ウ ヘッドを覆うようにカバープレートを設けるため、カバープレートはヘッド本体の感熱体の分解部分に悪影響を及ぼさないように分解し、投げ出されるものである。
エ カバープレートは確実に取り付けられ、かつ、容易に離脱しないものである。
オ カバープレートが作動した旨の信号を発信する機能を有するものである。

4 スプリンクラー設備等に使用する流水検知装置（施行令第37条第9号）関係

（主な特例事項：構造）

(1) 特例基準適用品

- ア 申請者 ホーチキ株式会社
イ 種 別 流水検知装置
ウ 型 式 湿式流水検知装置（二次側調圧装置付）
K50・60、100（16K、縦）
エ 型式番号 流第22～1～2号
オ 型式承認日 令和6年8月15日

(2) 概要

- ア 流水検知装置の技術上の規格を定める省令（昭和58年自治省令第2号）第12条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
イ 一次側及び二次側に加圧水又は泡水溶液を満たした状態にあり、一次側圧力が一定範囲内である場合、二次側圧力を設定圧力範囲内に調整することができるものである。
ウ 弁体が玉形弁構造のものである。

【自主表示対象機械器具等】

1 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（施行令第41条第4号）関係①

（主な特例事項：構造）

(1) 特例基準適用品

- ア 届出者 櫻護謨株式会社
イ 種 別 消防用結合金具
ウ 型 式 使用圧1.6、ねじ式、呼称150
エ 届出番号 C17KM03A
オ 届出日 令和6年1月5日

(2) 概要

- ア 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号。以下「23号省令」という。）第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。
イ 差し口と受け口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式のものである。
ウ 差し口と受け口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。
エ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

2 消防用ホースに使用するねじ式の結合金具（施行令第41条第4号）関係②

（主な特例事項：構造、呼称）

(1) 特例基準適用品

- ア 消防用結合金具
（ア）届出者 櫻護謨株式会社
（イ）種 別 消防用結合金具
（ウ）型 式 使用圧1.6、ねじ式、呼称200（大量送水用）
（エ）届出番号 C17KN08A
（オ）届出日 令和6年12月4日
イ 消防用結合金具

(ア) 届 出 者 櫻護謨株式会社
(イ) 種 別 消防用結合金具
(ウ) 型 式 使用圧1. 6、ねじ式、呼称300（大量送水用）
(エ) 届 出 番 号 C17KN09A
(オ) 届 出 日 令和6年12月4日

(2) 概要

ア 23号省令第28条の規定に基づき、基準の特例を受けたものである。

イ 差し口と受け口の双方が同一形状を有し、相互に押し込んでかん合し、ねじって離脱する方式のものである。

ウ 差し口と受け口の区別がないため、ホースの接続作業が容易に行えるものである。

エ 呼称200又は300のもので、接続するホースは大量送水用ホースである。

オ 広域応援等で異なる種類の結合金具と結合することが想定される場合は、媒介金具を用意しておく必要がある。

消防庁 予防課規格係 担当：川島 TEL：03-5253-7523
